

第六章 財源

(1) 町内会

1・町内会費（事業者・団体は別途）（19年度改正・21年度改正）

- 戸別割 3,000円
- 運営費 4,300円
- 消防費 300円
- 計算期間 4月1日～翌年3月31日
- 徴収時期 2月
- 途中転入者 月割り計算
- 公共下水 11月に調査（月割り計算）
- 運営費 75歳以上の女性の1人住まいは半額
- 長期入院者（空家） 免除
- 徴収⇒個人は隣保長、業者・団体は評議員

2・町内会入会金（19年4月新設）

- 個人 一戸建て 20,000円
- アパート・マンション 10,000円
- 事業者・団体 20,000円～30,000円
- 世帯主が神吉町出身者は免除
- 一年以内に転出の場合は月割りにて返済する。

3・公会堂使用料（管理規則別紙）（21年4月改正）

4・境界の立会費（20年4月新設）

- 1・立会費（証明印共）1件当たり5,000円
- 業者・企業・等に摘要する。
- 官公庁・町内関係者は除く

5・回覧用資料の配布（20年4月新設）

- 1・配布の場合 1戸当たり1枚 30円
- 2・回覧の場合 1戸当たり1枚 10円
- 業者・企業団体に摘要する
- 町内関係者・官公庁の資料は除く

6・道路使用及び通行止めの同意書（22年4月新設）

- 1・同意書捺印料 1件当たり 1,000円
- 町内業者は除く

7・空調器使用料（20年 月新設）

- 大広間 一ヶ所 1時間 200円
- その他の部屋 一ヶ所 1時間 100円

8・米ツキ機

30kg 200円

9・土地賃地料

(20年4月改正)

宅地	1㎡当たり	100円 (年間)
山林	1㎡当たり	50円 (年間)

10・神饌料 1,000円 (任意)

11・助成金・補助金・寄付金

(2) 水利組合

1・水利費

町内在住者	田	3.5円 (1㎡当)
	畑・釣田	1.3円 (1㎡当)
町外在住者	田	4.0円 (1㎡当)
	畑・釣田	1.5円 (1㎡当)

○1月1日現在の名義人に請求する

○徴収日は2月上旬町内会費と同時に集金する

○町外郵送分 他市・加古川・米田・遠方 他
(振込又は公会堂に持参)

○町外の集金地区

出河原・砂部・西井ノ口・中西・大国・西村は
農会長より各町の農会長 (水利委員長) の依頼
天下原は町内会長
升田は神吉町内会

○水利費未納者は記録を残し、農転申請時に金利を加えて請求する

2・浄化槽設置料

(19年4月改正)

○小口 (一般家庭) 100,000円

○大口 (事業者・団体) 1人槽当たり10,000円 (最低100,000円以上)

1・維持管理は専門業者に依頼しその契約書を提出する

2・浄化槽は良好な状態を保ち、能力の低下となるような使用はしない

3・架橋料 (神吉町水利権管理用水路)

(19年4月改正)

○宅地用 1平方メートル当り 50,000円

○農地用 1平方メートル当り 20,000円

1・面積の算出は水路内巾×延長長さ

2・素堀の水路に架橋する場合は橋台 (コンクリート製) をする

3・将来宅地に変更する場合は差額を徴収する

4・架橋延長は4m以内とする

5・4m以上架橋する場合、中間 (3m以内) にグレーチングを設置する (設置数は別途指示)

6・架橋がコンクリート製・鉄板製・グレーチング据付すべて適用する

4・農地転用負担金

○10アール(反)当り 100,000円 (1㎡当たり 100円)

1・水利費未払い者は許可しない

2・未払い水利分×金利(年間6%)支払った場合は許可することが出来る

5・用水路・排水路の配管(横断・下越) (20年4月新設)

○管径(50mm以上) 1ヶ所当たり 10,000円

○管径(50mm以下) 1ヶ所当たり 3,000円

1・上下水道管工事(公共工事は除く)

2・大阪ガス等に適用する

3・管径50mm以下の場合は10ヶ所を越える場合でも最高30,000円とする

6・用水路の水路敷に建柱(関西電力) (22年9月改正)

1本当たり(一時金) 10,000円

7・下水処理費

浄化槽 3,800円

汲取り 1,200円

公共下水 0円

8・助成金・補助金・寄付金